

農業におけるチェーンソーを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	8～9	剪定作業後ダンプ荷台でチェーンソーを使用して丸太枝を切る作業中、誤ってチェーンソーの刃が右膝に触れてしまい、右膝を負傷した。	48	—
1	16～ 17	現場にて、高木から切り落とされた枝をトラックに乗せるため、チェーンソーを使用して裁断していた。その作業中、大きな硬い枝にチェーンソーを当てたとき、チェーンソーがはねて、枝を押さえていた左手にあたり負傷した。	48	1 ～ 9
3	16～17	園児とドッジボールをしていて、園児から投げられた低いボールを腰を曲げた姿勢で取ろうとした時、腰に激痛が起こり、全く動けなくなってしまった。	26	10 ～ 29
3	10～11	お客様宅で剪定作業中、落とした枝をチェーンソーで切っていた際にチェーンソーがはじき、左手親指を切った。	33	1 ～ 9
5	11～ 12	木の枝を細かく処理する為に車の上でチェーンソーを使用中、枝に当たったチェーンソーが跳ね返って、誤って左手小指に当たった。	68	1 ～ 9
5	14～ 15	防風林の下枝を刈込中、足元がふらつきエンジンチェーンソーで左手の筋肉を切断した。	69	1 ～ 9
6	10～ 11	高さ5.0mのヒノキを2.0m程切り下げる作業で、対象樹木へ1.8m高の脚立をロープにて固定し、安全具（ヘルメット、手袋、安全帯）を着用後、安全を確認し、脚立上にて右手にチェーンソーを持ち作業に入る時に足が滑り、左前腕部を損傷した。	44	1 ～ 9

		尚、当日の天候は晴れであった。		
7	10～ 11	山林にてチェーンソーを使用し立木の伐採作業中、チェーンソーの刃に左手首が接触し、負傷（切傷）したものである。	53	1 ～ 9
10	9～ 10	道路沿いで竹の伐採作業中、竹を細く粉げる作業で、チェーンソーを使用して作業している時、大きい竹を切る時に竹を切り始めて、そこでキックバックが起こり、チェーンソーの刃の先の方が左手薬指と人指し指に接触する災害が発生。	43	1 ～ 9
10	11～ 12	通常の公園管理の作業がはやめに終わったため、事務所に戻り敷地内にある大木の枝をチェーンソーを使い切り落としていた所、手元が狂ってしまい左指を負傷。	41	1 ～ 9
11	11～ 12	小学校の維持管理において、樹木剪定作業中にチェーンソーで枝払いをしていたところ、誤ってチェーンソーの刃で左腕手首を切ってしまい負傷する。	29	1 ～ 9
12	15～16	梅農園で、農園を広げるため樹木の伐採作業中に、樹木（直径30cm）の高さ30cmの位置に受け口を入れ（3分の1切り込み、20cm上から斜めに切り込む）、追い口からチェーンソーで切り込んで、切り終わる寸前に風が強く、チェーンソーを操作（無資格）していた労働者の方（追い口の方）へ少し傾いたため、チェーンソー操作者の後方3mで見ていた被災者が、咄嗟の判断でその樹木へと走り、受け口の方へ木を押し込んだとき、右大腿部にチェーンソーの刃が当たり負傷した。	26	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html